

带状疱疹ワクチン予防接種費用 一部助成のお知らせ

問 健康推進課保健子ども係 ⑧番窓口 Tel 65-3008

带状疱疹の原因は、水ぼうそうと同じウイルスで、日本人の成人 90%以上の体内に潜んでいます。加齢や疲労、ストレスで免疫機能が下がると、ウイルスが活性化して带状疱疹を発症することがあります。発症すると、水ぶくれを伴う赤い発疹が体の左右どちらかに帯状に広がり、激しい痛みを伴います。ワクチンを接種することで、発症予防、重症化予防が期待できるとされています。

◆対象者

令和6年4月以降に接種を受けた町民であり、接種日時点で50歳以上の方

◆带状疱疹ワクチンには2種類あります。

	水痘ワクチン	シングリックス
種類	生ワクチン	不活化ワクチン
注射方法	皮下注射	筋肉注射
接種回数	1回	2回（1回目接種後2カ月～6カ月までの期間を空けて2回目を接種）
助成額	4,000円（1回限り）	10,000円（2回限り）

◆申請方法

医療機関で接種費用を全額支払い後に、役場窓口にて償還払いの手続きが必要です。
領収書・振込み希望の通帳をご持参のうえ、健康推進課 保健子ども係（⑧番窓口）まで申請にお越しください。
※申請期限は、令和7年3月31日⑩までです。

令和6年度から高齢者肺炎球菌ワクチンの 定期接種対象者が変わります

問 健康推進課保健子ども係 ⑧番窓口 Tel 65-3008

◆対象者

- ・65歳の方（65歳の誕生日から66歳の誕生日を迎える前日まで）
- ・60歳以上65歳未満の方で、心臓、腎臓もしくは呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい等を有する方（医師の意見書などの提出が必要です）

（注）過去に一度も高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種（23価肺炎球菌ワクチン）を受けていない方に限ります

当該年度対象者のうち、65歳を迎えた方に対して、順次予診票を送付します。

間違い接種を防ぐため、誕生月の月末に送付いたします。

接種を希望される場合は、個別通知する予診票に必要事項をご記入の上、接種する医療機関に提出してください。特に予診票（裏面）の説明をよく読んで、内容を理解したうえで接種してください。

（注）令和5年度中に65歳となった方（昭和33年4月2日～昭和34年4月1日生）には、令和5年5月に予診票をお送りしています。接種期限が令和6年3月31日と記載されていますが、66歳の誕生日前日までそのまま使用できます。予診票を紛失された場合は、再交付しますので役場までご連絡ください。

◆助成額

通常8,000円前後のところ2,500円で接種できます。

（生活保護を受給されている方は無料ですが、接種無料券が必要になりますので、必ず接種前に役場か総合センターへ手続きにお越しください。）

これまで対象の年度に高齢者肺炎球菌予防接種を受けなかった場合、5年後に再度定期接種の対象者になっていましたが、令和6年度以降は65歳の間に受けなければ、今後定期接種の対象者にはなりません。